

議案説明資料

【目次】

- ・ **報告第7号**
専決処分の報告について
(八幡浜市市税条例等の一部を改正する条例の制定について) p. 1

- ・ **報告第8号**
専決処分の報告について
(八幡浜市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について) p. 4

- ・ **報告第9号**
専決処分の報告について
(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の
課税免除に関する条例の制定について) p. 5

- ・ **議案第43号**
八幡浜港フェリー岸壁築造工事(その8)請負契約の締結について p. 6

令和3年5月
(令和3年5月17日提出)

件名	専決処分の報告について (八幡浜市市税条例等の一部を改正する条例の制定について)
担当課	総務企画部 税務課
根拠法令等	地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。) 地方税法施行令(昭和25年政令第265号。以下「令」という。)
施行日	令和3年4月1日(下記【改正内容】の表の「法令・施行日」欄に「※施行日」の記載のあるものについては、当該記載の年月日)

【改正概要】

- (1) 個人住民税の見直し(住宅ローン控除の見直し)
- (2) 軽自動車税の見直し(環境性能割の税率区分の見直し及び臨時的軽減の延長)
- (3) 固定資産税の見直し(土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長)

【改正内容】

	条例番号・見出し	法令・施行日	改正の概要
市民税	附則第25条② 【新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例】	法附則第61条④	○住宅ローン減税の特例の延長等 ・住宅ローン控除期間13年間の特例(所得税額から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内で翌年度の個人住民税から控除する措置)について、一定の期間に契約した場合、令和3年1月から令和4年12月末まで(現行:令和2年12月末まで)の入居者を対象とする。 ・上記の延長分については、合計所得1,000万円以下の者について床面積40~50㎡(現行:50㎡以上)の住宅も対象とする。
	第24条② 【個人の市民税の非課税の範囲】	令第47条の3 ※R6.1.1 施行	○個人住民税均等割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直し ・扶養控除について、30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として適用対象外とされたことに伴い(令和2年度税制改正)、個人住民税均等割の非課税限度額についても、その基準の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除の取扱いと同様とする。
	附則第5条① 【個人の市民税の所得割の非課税の範囲等】	法附則第3条の3④ ※R6.1.1 施行	○個人住民税所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直し 上記均等割の取扱いと同じ
	第36条の3の3① 【個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書】	法第317条の3の3① ※R6.1.1 施行	○個人市民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し
	第36条の3の2④ 【個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書】	法第317条の3の2④	○給与所得者、公的年金等受給者の扶養親族申告書並びに退職所得申告書の提出にあたって、一定の要件を満たす場合には電磁的方法により提供することができることに伴う所管税務署長の承認の廃止。

市民税	第 36 条の3の3④ 【個人の市民税に係る 公的年金等受給者の 扶養親族申告書】	法第 317 条の3の3 ④																
	第 53 条の9③④ 【退職所得申告書】	法第 328 条の7③④																
	附則第6条 【特定一般用医薬品等 購入費を支払った場合 の医療費控除の特例】	法附則第4条の4③ ※R4.1.1 施行	○特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を令和4年度から令和9年度分の個人市民税まで5年間延長															
	令和2年改正条例第2 条のうち、第 48 条、第 50 条第4項、第 52 条、 附則第3条の2、附則 第4条の改正規定	令和2年改正法第2 条	○項ズレの反映															
軽自動車税	第 81 条の4 【環境性能割の税率】	法第 451 条①②	○軽自動車税環境性能割(旧自動車取得税)の臨時的軽減の延長															
	附則第 15 条の2 【軽自動車税の環境性能割の非課税】	法附則第 29 条の8 の2	・軽自動車税の環境性能割の税率1%分軽減する特例措置について、その適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。(減収額は全額国費で補填)															
	附則第 15 条の2の2 【軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例】	法附則第 29 条の9 ②	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前 令和元・2</th> <th>改正後 令和3・4</th> <th>税率</th> <th>臨時軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 天然ガス車等 2020年度燃費基準+10% 達成以上</td> <td rowspan="2">⇒</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>2020年度燃費基準達成</td> <td>1%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>上記以外</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table>	改正前 令和元・2	改正後 令和3・4	税率	臨時軽減	電気自動車 天然ガス車等 2020年度燃費基準+10% 達成以上	⇒	非課税	非課税	2020年度燃費基準達成	1%	非課税	上記以外	上記以外	2%	1%
	改正前 令和元・2	改正後 令和3・4	税率	臨時軽減														
	電気自動車 天然ガス車等 2020年度燃費基準+10% 達成以上	⇒	非課税	非課税														
2020年度燃費基準達成	1%				非課税													
上記以外	上記以外	2%	1%															
附則第 16 条 【軽自動車税の種別割の税率の特例】	法附則第 30 条	○軽自動車税の種別割のグリーン化特例(軽課)の見直し																
附則第 16 条の2① 【軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例】	法附則第 30 条の2 ①	・排ガス性能・燃費性能に優れた自動車に対して、性能に応じて軽自動車税を軽減するグリーン化特例について、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を令和5年3月31日までの2年間延長																
固定資産税	附則第 11 条 【土地に対して課する 令和3年度から令和5 年度までの各年度分の 固定資産税の特例に 関する用語の意義】	法附則第 17 条	○土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長 ・宅地及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地や税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。															

固定資産税	附則第 11 条の2 【令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例】	法附則第 17 条の2	・その上で令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が上昇する土地について、令和2年度の税額に据え置く措置を講じる。
	附則第 12 条 【宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例】	法附則第 18 条	
	附則第 12 条の2 【宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例】	地方税法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第7号)附則第 14 条	
	附則第 13 条 【農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例】	法附則第 19 条	
	附則第10条の2 【法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合】	法附則第15条 ※ 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日施行(附則第10条の2②に限る。)	○固定資産税等の課税標準の特例 ・特定都市河川浸水被害対策法等に基づき、浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準に市町村が条例で定める割合を乗じ、固定資産税の負担軽減を図る。(新設) ○項ズレによる改正
	附則第 10 条の4 【平成 30 年7月豪雨に係る被災住宅用地等に対する固定資産税の特例】	法附則第 16 条の3	○平成 30 年7月豪雨に係る被災住宅地等に対する固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等を規定。
	附則第 15 条 【特別土地保有税の課税の特例】	法附則第 31 条の2の2	○特別土地保有税の課税の特例の延長

件 名	専決処分の報告について (八幡浜市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
担 当 課	総務企画部 税務課
根拠法令等	地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) (以下「法」という。)
施 行 日	令和 3 年 4 月 1 日

【改正概要】

土地に係る都市計画税の負担調整措置の延長

【改正内容】

条例番号・見出し	法令	改正の概要
附則第5項 【法附則第15条第16項の 条例で定める割合】	法附則第15条⑩	法附則の項ズレ
附則第6項 【法附則第15条第34項の 条例で定める割合】	法附則第15条34	法附則の項ズレ
附則第7項 【法附則第15条第35項の 条例で定める割合】	法附則第15条35	法附則の項ズレ
附則第8項 【法附則第15条第42項の 条例で定める割合】	法附則第15条42	法附則の項ズレ
附則第10項～第14項 【宅地等に対して課する令 和3年度から令和5年度ま での各年度分の都市計画 税の特例】	法附則第 25 条	○土地に係る都市計画税の負担調整措置の延長 ・宅地及び農地の負担調整措置について、令和3 年度から令和5年度までの間、据置年度において 価格の下落修正を行う措置並びに商業地や税負 担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負 担調整措置の仕組みを延長する。 ・その上で令和3年度に限り、負担調整措置等によ り税額が上昇する土地について、令和2年度の税 額に据え置く。
附則第15項 【農地に対して課する令 和3年度から令和5年度ま での各年度分の都市計画 税の特例】	法附則第26条	

件名	専決処分の報告について (過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の制定について)
担当課	総務企画部 税務課
根拠法令等	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和3年法律第19号) (以下「法」という。)
施行日	令和3年4月1日

【改正概要】

「過疎地域自立促進特別措置法」が失効し、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定されたことに伴い、過疎地域内の産業の振興をより効果的に促進するために、同法に基づく固定資産税の課税免除の対象となる業種及び設備投資の追加並びに適用期間の延長などを定めるため、現行条例を全面改正する。

【改正内容】

条例番号・項目	改正後 (新条例)	改正前 (旧条例)													
【条例名】	「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例」	「過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例」													
第1条 【対象業種の追加】	「情報サービス業等」を追加 ※情報サービス業等・・・情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等	「製造業、農林水産物等販売業若しくは旅館業」													
第1条 【対象となる設備投資の追加】	「取得又は製作若しくは建設」を追加 (建物等については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む。)	「新設、増設」のみ													
第2条第1号 【適用期間の延長】	「令和6年3月31日まで」に3年間延長	「令和3年3月31日まで」													
第2条第2号 【取得価額要件の改正】	業種、資本金の額に応じて下記のとおり改正 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本金の額</th> <th>取得価額 (下限)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">製造業、旅館業</td> <td>5千万円以下</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>5千万円超 1億円以下</td> <td>1千万円</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>2千万円</td> </tr> <tr> <td>農林水産物等販売業、情報サービス業等</td> <td>—</td> <td>500万円</td> </tr> </tbody> </table>	業種	資本金の額	取得価額 (下限)	製造業、旅館業	5千万円以下	500万円	5千万円超 1億円以下	1千万円	1億円超	2千万円	農林水産物等販売業、情報サービス業等	—	500万円	「取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの」
業種	資本金の額	取得価額 (下限)													
製造業、旅館業	5千万円以下	500万円													
	5千万円超 1億円以下	1千万円													
	1億円超	2千万円													
農林水産物等販売業、情報サービス業等	—	500万円													
附則第2項・第3項 【経過措置】	現行法の失効日までに新增設した対象事業に供する設備等及び令和3年4月1日以降市町村計画策定までに取得等されたものも課税免除の対象とする経過措置を設ける。														

件名	八幡浜港フェリー岸壁築造工事（その8）請負契約の締結について
担当課	総務企画部 財政課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号 ・八幡浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年条例第 52 号）第 2 条

【概要】

1. 工事番号 02 港整第 3 号、03 港整第 1 号
2. 工事名称 八幡浜港フェリー岸壁築造工事（その 8）
3. 工事期間 令和 3 年 5 月 日 ～ 令和 4 年 3 月 31 日
4. 予定価格 966,223,500 円（内消費税等 87,838,500 円）
5. 請負金額 887,700,000 円（内消費税等 80,700,000 円）
6. 請負業者 堀田建設株式会社
7. 施工場所 八幡浜市出島地区
8. 工事概要 八幡浜港フェリー岸壁築造工事のうち、栈橋上部工、基礎捨石工、防衝工、電気防食工、付属工を実施する。

<工事数量>

栈橋上部工 L=23.1m	[進捗率：100%（本工事含む）]
基礎捨石工 V=33,748m ³	[進捗率：100%（本工事含む）]
防衝工 N=16 基	[進捗率：100%（本工事含む）]
電気防食工 N=201 基	[進捗率：100%（本工事含む）]
付属工（車止め等）1 式	[進捗率：100%（本工事含む）]

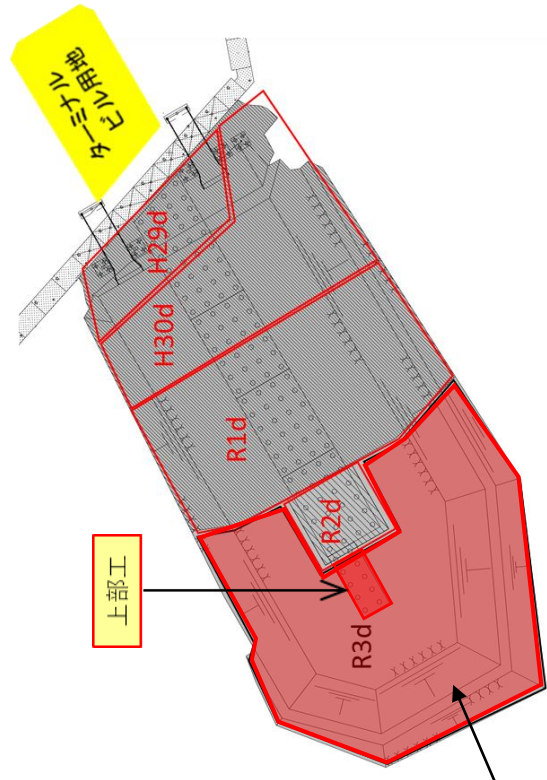
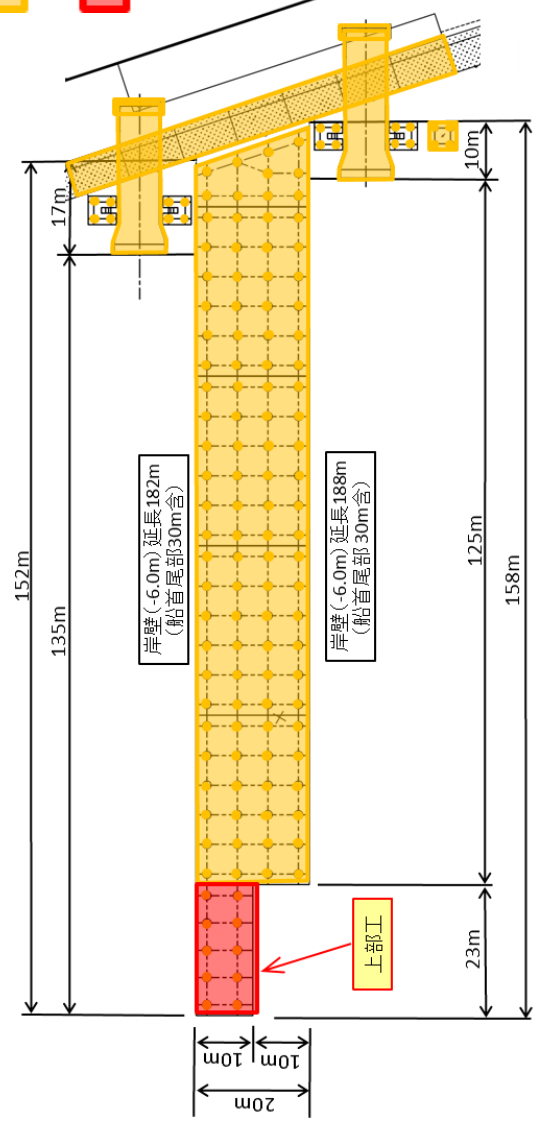
施工平面図



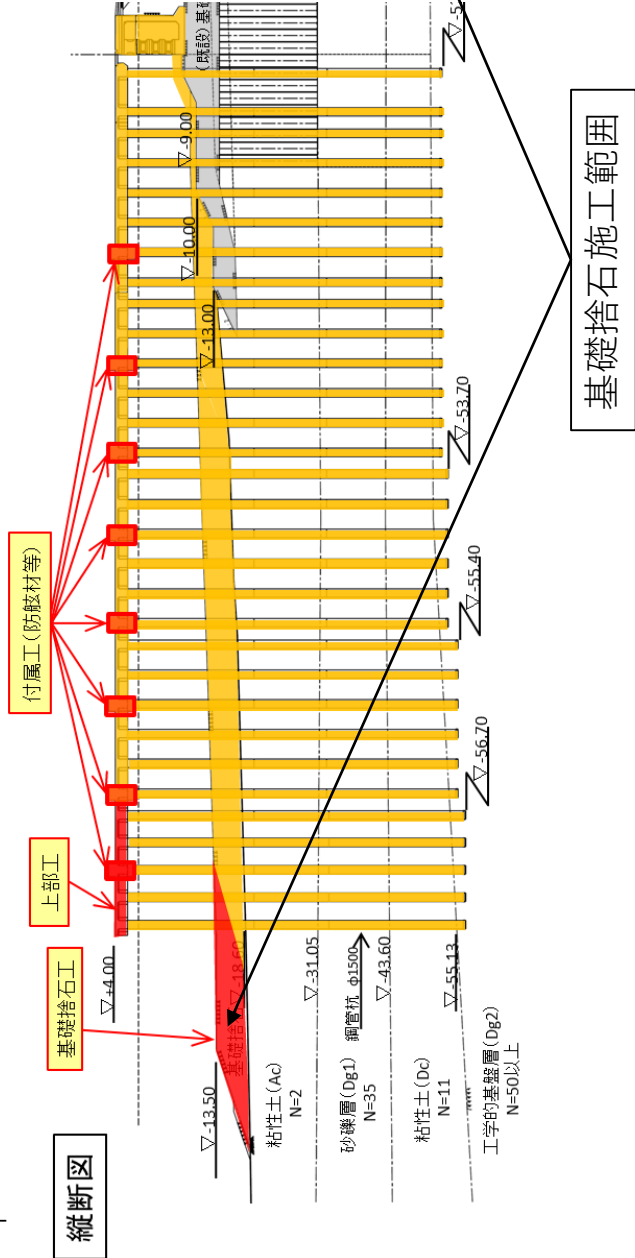
施工箇所の平面図等

施工済又は施工中箇所
 今回施工箇所

平面図



縦断面



基礎捨石施工範囲